

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
								5008	5008400	オリックス株	40	官公庁の入札制度、契約制度の改善							
z0400010	官公庁の入札制度、契約制度の改善	会計法 地方自治法第234条等	政府調達(公共事業を除く)の競争契約参加資格審査申請については、既に各官庁の審査基準が統一されており、いずれか1官庁に申請すれば参加資格は全官庁で有効であり、インターネット申請も可能となっている(平成13年1月)。また、政府調達(公共事業を除く)に係る入札・開札の電子化は、総務省では平成14年10月に導入済み。 地方公共団体が売買、貸借、請負、その他の契約を締結する場合には、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法によることとされており、入札手続の基本的事項については、地方自治法施行令で定めているが、入札参加資格審査申請に関する書類については、各地方公共団体において独自に定めている。	a, d		政府調達(公共事業を除く)に係る入札・開札の電子化は、各官庁において、申請用フォーマットの同一性確保に留意しつつ、本年度中に導入予定。また、契約の電子化については「政府調達(公共事業を除く)手続の電子化推進官庁連絡会議」において今後検討していく。実施時期についてはシステム上の諸課題等を検討の上、判断するため、現時点では不明。 総務省においては参加資格の申請書類の統一及び入札書類の電子化と紙との併用は、措置済み。地方部局では、H15年度中。 各地方公共団体はそれぞれ独立した団体であり、その規模、体制、周辺環境は多種多様であることから、入札参加資格の審査手続のような技術的な手続の内容については、それぞれの地域の実情を踏まえて、自主的に判断して定めるべき事項であり、規制には当たらない。 なお、入札参加資格審査手続の統一を強制すると、各地方公共団体における手続の簡素化についての自主的な取り組みを阻害し、当該手続が硬直化するおそれがある。							統一基本様式を定め、団体や法人の特殊要因により様式をオプションで付加する方式に改善すべき。また、昨今のIT社会化に対応し、申請業務をITと紙の選択制とすべき。		公用車のリースによる導入は、車両管理面やコスト削減面から今後促進される事が想定される。その点で、官民両サイドの事務作業の効率化、円滑化の観点から入札制度の諸手続きの統一化に関する措置を講ずる必要があるものと考えられる。		全庁		
z0400020	地方公共団体の保有する金銭債権の信託を可能とすること	地方自治法第237条第1項、地方自治法第238条の5第2項	普通財産である土地(その土地の定着物を含む。)は、当該地方公共団体を受益者として政令で定める信託の目的により、これを信託することができる。「信託の目的」とは、信託された土地に建物を建設し、又は信託された土地を造成し、かつ、当該土地(その土地の定着物を含む。)の管理又は処分を行うという目的である。地方公共団体は、地方自治法第238条の5第2項に基づいて普通財産である土地を信託できる場合で議会の議決による場合以外に地方公共団体の財産を信託することができない。	c		地方公共団体の財産の信託が原則禁止されるのは、信託自体極めて弾力性に富む制度であり、信託の目的の設定如何によっては現行の地方財務会計制度の趣旨を逸脱することが考えられるためである。 昭和61年の地方自治法改正において普通財産の土地が信託の対象となったのは、公有地の有効活用が特に必要であるという現状を踏まえたものであった。 債権の信託は、現時点において公有地の有効活用と同等の必要性は認められず、前述した信託制度のデメリットを考慮合わせると認められない。	5035	5035050	(社)信託協会	5	地方公共団体の保有する金銭債権の信託を可能とすること		・地方公共団体の「財産」は、「地方自治法238条の5第2項」の適用のある場合で、かつ、「議会の議決による」ときでなければ「信託してはならない」とされている(同法237条3項)。ここでの「財産」とは「公有財産、物品及び債権・・・」をいうとされており(同条1項)、また、238条の5第2項は「普通財産である土地(その土地の定着物を含む。)」について、「当該普通地方公共団体を受益者として政令で定める信託の目的により、これを信託することができる」としているにすぎず、したがって、「債権」については238条の5第2項の適用がないため、上記237条3項によりこれを信託することは明文で禁止されているものと解される。 ・地方自治法の改正等により、金銭債権の信託を行えることを明確にしていきたい。	・入札制度の諸手続きの統一に伴い、官民両方の過重な事務負担が軽減できる。 ・例えば、公用車のリースによる導入は、車両管理面やコスト削減面から今後促進される事が想定される。その点で、官民両サイドの事務作業の効率化、円滑化の観点から入札制度の諸手続きの統一化に関する措置を講ずる必要があるものと考えられる。	・地方公共団体においても、資金調達手段の多様化ニーズは高まっており、地方公共団体が保有する債権等について、信託方式による流動化を行えるよう求めるもの。 ・地方公共団体の国に依存しない資金調達手段の確保は、地方交付税の縮小等国の財政に寄与するものであり、また、地方分権の国策にも合致する。	地方自治法第237条第3項、第238条の5第2項	総務省		
z0400030	市長の専決処分による市の部課の設置	地方自治法第158条(平成15年改正後)、地方自治法第179条	地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該地方公共団体の長の直近下位の内部組織(地方公共団体の長の権限に属する事務を分掌するために設けられる最上位の組織を指す。)の設置及びその分掌する事務については条例で定めるものとする。その際、地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成に当たり、当該地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない。 地方公共団体の議会が成立しないとき 地方自治法第113条但書の場合においてなお会議を開くことができないとき 地方公共団体の長において議会を召集する暇がないと認めるとき 議会において議決すべき事件を議決しないときは、地方公共団体の長は議決すべき事件を専決処分することができる。その処置については長は次の会議において議会に報告し、その承認を求めなければならない。	d		内部組織の設置については、地方自治法第179条の要件を満たすかぎりにおいて専決処分によることも現行法上可能ではあるが、通常、内部組織に関する事項が常に同条に規定する要件に該当することは想定しがたく、本来議会の審議を経て条例で規定すべき事項である。	5039	5039010	愛知県津島市	1	市長の専決処分による市の部課の設置		地方自治法第158条第7項の規定により、市町村の部課の設置は条例による制が必要だが、市長の専決によりこれを行い、議会に対しては報告のみで可としようとするもの	総合計画の政策-施策-事務事業体系(目的志向体系)に即した戦略的組織の構築のため、市長の専決処分により組織構築を行う。	近年、自治体ビジョン(総合計画)の達成のため、行政評価を導入する自治体が増えてきている。しかしながら、事務事業評価のレベルであっても、一つの施策に複数の課が所管する事務事業が混在している状況が多く見られ、施策の中における事務事業のプライオリティを付けづらひのが現状である。また、事務事業の再編のプロセスの中で、施策レベルの見直しも十分考えうるところである。本来自治体ビジョンの達成のためには、目的志向体系の組織、予算管理が必須であるが、それは事業戦略の見直しがあった場合には、迅速に対応されなければならない。しかしながら、現状においては、部課の設置については議会の議決を経なければならないこととなっており、迅速な組織構築をすべくに当たり制度がそれを担保してくれない状況にある。	地方自治法第158条第7項	総務省	(「要望理由」欄より続く) したがって、戦略的組織構築を市長の専決で行うことを希望するものである。 なお、この規制緩和により、恣意的な組織の構築を図るものではない。	



規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
								5055	5055020	秋田県	2	地方公務員の営利企業等の兼業に関する要件緩和	大学教員等の営利企業等の兼業についての要件緩和	県立大学等と民間企業の協力体制を強化するため、大学教員等の勤務時間内における技術移転及び研究成果活用に係る兼業並びに技術移転に係る株式会社等の監査役等の兼業の容認	地方公務員法第38条第1項	総務省			
z0400080	地方公務員の営利企業等の兼業に関する要件緩和	地方公務員法第38条第1項	営利企業への従事等は、人事委員会規則等に定める理由に基づき任命権者が許可する。	d		一般職の地方公務員が営利企業の役員を兼ねることや報酬を得て事業等に従事することについては、職務専念義務の免除(地方公務員法第35条)、営利企業等の従事制限の許可(地方公務員法第38条)の規定に従って任命権者の判断により可能となるものであり、その基準等は当該団体の条例等で定めることとなっている。要望にあるような大学教員等の兼業について、任命権者が許可等を与えることにより、現行制度上可能である。		5055	5055020	秋田県	2	地方公務員の営利企業等の兼業に関する要件緩和	大学教員等の営利企業等の兼業についての要件緩和	県立大学等と民間企業の協力体制を強化するため、大学教員等の勤務時間内における技術移転及び研究成果活用に係る兼業並びに技術移転に係る株式会社等の監査役等の兼業の容認	産学官連携の観点から規制緩和は必要	地方公務員法第38条第1項	総務省		
z0400090	週40時間勤務に縛られない短時間労働制	地方公務員法第24条第5項	職員の勤務時間を定めるに当たっては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払う必要があり、通常、常勤の職員は週40時間勤務とされている。	b		一般職員の短時間勤務をはじめ、任期付採用の拡大等も含め、多様な勤務形態の導入を図るため、有識者等の意見を踏まえた検討を行い、所要の措置を講ずる。		5055	5055030	秋田県	3	週40時間勤務に縛られない短時間労働制	短時間勤務の一般職地方公務員の許可	短時間勤務制を導入し、多様な働き方を許容する。	多様な働き方を許容することで公務効率化に資する	地方公務員法第24条第5項	総務省		
z0400100	地方公共団体における一般職員の任期付き職員条件の拡大	地方公共団体の一般職員の任期付職員の採用に関する法律第3条	地方公共団体の一般職員の任期付職員の採用に関する法律においては、「専門的な知識経験又は優れた識見を有する者」について、要件に該当する場合に、任期付採用ができることとされている。	b		昭和62年6月18日の最高裁判決では、「地方公務員法の下において職員の期限付任用が許されるかどうかについては、同法の目的に鑑みると、恒常的に置く必要がある官職にあてべき常勤の職員については、職員の身分を保障し、職員をして安心して自己の職務に専念させ、もって公務の能率的運営に資するため、期限の定めなしに任用するのが法の建前であり、職員の任期を定めた任用は、それを必要とする特段の事由が存し、かつそれが右の趣旨に反しない限り許される」と判示されている。地方公務員の任期付採用制度は、このような任期の定めのない採用を原則とする地方公務員法に対する特別を定めた法律であることから、その採用の要件は自ずと限定されざるをえないものである。なお、一般職員の短時間勤務をはじめ、任期付採用の拡大等も含め、多様な勤務形態の導入を図るため、有識者等の意見を踏まえた検討を行い、所要の措置を講ずる。		5055	5055040	秋田県	4	地方公共団体における一般職員の任期付き職員条件の拡大	一般職任期付職員の任用要件の緩和	NPO、民間企業等との人事交流を促進する	NPO支援、産学官連携の観点から規制緩和が必要	地方公共団体の一般職員の任期付き職員の採用に関する法律第3条第1項及び第4条	総務省		
z0400110	「公営電気事業」に対する国庫補助金等の廃止、および事業の民営化等の推進	地方公営企業法第2条(この法律の適用を受ける企業の範囲) 地方公共団体が経営する電気事業が地方公営企業法の適用を受けることを定める規定。 地方公営企業法第6条(公営企業の経営) 特別会計の設置及び公営企業の経営負担を定める規定。 地方公営企業法第16条(補助金の交付) 国が地方公共団体に補助金を交付できることを定める規定。	地方公営企業法第2条により、地方公共団体が電気事業を営業者の場合、地方公営企業法の適用を受けることが定められている。 地方公営企業法第6条により、公営企業における経営負担の考え方が示されているが、国からの補助金の受け入れは排除されていない。 地方公営企業法第16条により、国は地方公共団体に補助金を交付することができることとされており、地方公共団体が経営する公営電気事業も補助金を受けることは可能である。	d		(国庫補助金の廃止について) 経済産業省にて対応されるべき事項。 事業の民営化推進について (回答)d ・公営電気事業は中小水力発電や風力発電などにより、地域の未利用エネルギーを積極的に活用している。 ・地方公共団体が電気事業を営業者かどうか、また既に経営している事業を民営化するかどうかについては、地方公共団体が地域の実情等に応じ、自主的・主体的に判断すべきもの。 ・最近も地方公共団体の自主判断により民営化を行った例がある。 ・なお、総務省においては平成14年3月に通知を发出し、アウトソーシングをはじめとする民間的経営手法の有効な活用を通じ自主性の強化と経営活性化に取り組むことを求めているところ。	総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第2次答申(平成14年12月17日閣議決定)」において、地方公営企業においても、事業譲渡、民間委託を推進するとされているところ。	5040	5040040	機シエック	4	「公営電気事業」に対する国庫補助金等の廃止、および事業の民営化等の推進	公営水力発電所は、全国で293箇所、認可出力2,570 MWが運転中であるが、一般電気事業者の発展とともに、その任務は全うした。しかし、13年度においても、公営電気事業に国庫補助金約5億円/年、また企業債約53億円/年を調達して、事業維持を図るなど課題は多い。このため、公営電気事業に対する国庫補助金の廃止とともに、事業の民営化を推進し電力自由化に対する競争力確保に努める。	全国34都道府県・市における公営電気事業について、事業譲渡等の民営化を図ることにより、専門技術を活用し低コスト化を目指す。	公営電気事業の財政的保護は電力自由化による競争時代の時代になじまないで国庫補助は廃止する。また、民営化により民間活力の積極的活用と行政における業務のスリム化を図る。	地方公営企業法6条(補助金の交付) 地方公営企業法第2条(この法律の適用を受ける企業の範囲)	総務省 経済産業省	電力自由化では一般電気事業者を対象に活発な議論が行われているが、公営電気事業については、その内容が見えていない。更なる活発な議論に期待したい。	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)	
								5008	5008240	オリックス株	24.1									
z0400120	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	地方税法第151条の2、第52条、第699条の11等	現在、自動車保有に関する手続は、警察署、税務所、運輸支局の各行政機関に出向き申請手続を行う必要がある。e-Japan重点計画2002において、国民負担の軽減及び行政事務の効率化を図るため、ワンストップサービスのシステム実現が位置付けられている。	b	自動車保有に関する手続(検査・登録、保管場所証明、自動車関係諸税等の納付等)のワンストップサービスによる電子化については、概ね2005年を目標にシステム稼働を目指すこととしている。このワンストップサービス化によって複数の行政機関に出向くことなく、各行政機関への手続が一括して行えることとなり記入事項の一本化等、申請手続の合理化が図られることとなる。その際、入力項目を集約した申請画面や税・手数料のまとめ払いといった大量に自動車保有する方にも配慮した仕組みを設ける方向で検討しているところ。また、2003年度には、一部地域でシステムの実用化に係る試験運用を行う予定となっている。軽自動車については、軽自動車検査協会が現在独自に行われている事務手続についても接続のインターフェイスの統一化すること等により、申請者負担の軽減が図られるようとする方向で検討しているところ。		5008	5008240	オリックス株	24.1		自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続(検査・登録-国、車庫証明-納税-地方、自賠責保険確認-国)等の電子化は、規制改革推進3ヵ年計画において、平成17年を目標に移動開始(平成15年自述に一部地方公共団体で試験運用)となっているが、これを実現するため、下記の事項を含め早急に検討・具体化していくこと。								
							5008	5008240	オリックス株	24.2		自動車取得税の納付手続○納付手続の電子化 自動車税・軽自動車税納付及び還付手続○納付及び還付手続の電子化 ○電子化に向けた納付及び還付手続の合理化○納税に係る行政と所有者の有する電子情報の交換 重量税納付手続等○納付手続等の電子化 保管場所証明申請手続○申請手続の電子化及び電子化に向けた申請手続の全国統一化○電子化に向けた添付書類の簡素化等 自賠責保険付保○付保手続の電子化及び電子化に向けた手続の合理化			手続申請の電子化がなされていないため、その手続を申請もしくは代行申請をする自動車関連業界(自動車リース業界も含む)に多大な負担を強いている。リース会社の税の申告・納付事務等は膨大であり、これらの事務作業の効率化、円滑化の観点から、電子化(書式の全国統一化)を図る必要があると考えられる。電子化の検討に際しては、利用者の意見を十分に反映させることによって、電子化による混乱等が生じないよう配慮する必要がある。	道路運送車両法、自動車登録令、関係省令、関係省令、自動車重量税法、関係省令、自動車損害賠償保障法、関係省令、地方税法、関係省令、地方自治体条例等	国土交通省、財務省、総務省、警察庁			
							5008	5008240	オリックス株	24.3		所有者に対する所有自動車に係る登録事項等の電子的開示 なお、試験運用を行う際、大量の自動車を所有するリース会社の事務手続等を考慮して、その運用に当たっての検討等を行うこと。								
								5034	5034030	(社)リース事業協会	3	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等								
																				参考資料:「自動車保有関係手続のワンストップサービスのグランドデザイン」(平成14年8月自動車保有関係手続のワンストップサービス推進関係省庁連絡会議)・「自動車保有関係手続のワンストップサービスシステム要件定義の概要」(平成15年4月警察庁、総務省、国税庁、国土交通省)

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
								5008	5008390	オリックス株	39								
z0400130	自動車所有権留保者への第二次納税義務の廃止	地方税法第11条の9	地方税法第11条の9の規定により、自動車又は軽自動車等の買主が当該自動車に対して課する自動車税又は軽自動車税に係る地方団体の徴収金を滞納した場合において、その者の財産につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められる時は、私法上の自動車の所有権者は売主であり、当該自動車に対して直接滞納処分を行うことができないため、自動車税の徴収の確保を図る見地から、売主に対して第二次納税義務を課している。	f		第二次納税義務の免除を求めらるるものであるため。		5008	5008390	オリックス株	39	自動車所有権留保者への第二次納税義務の廃止		地方税法第十一条の九の廃止を要望する。		当該自動車を割賦販売し、所有権を留保していることのみにより、売主が二次納税義務を課せられていることは、本来の課税主旨とも乖離があり、売主に過重な事務負担と経済的負担等がかかっている。また、滞納した債務者への債権は、大半の事案が事故債権化し行方不明になっており、実質的に当該法令第11条第2項、3項の適用対象となり納税免除を受けている。一方で、納税免除に伴う申告業務に関する書類作成、証拠収集などの多大な業務負担を要している。上記の実態を踏まえ、これら事務作業の効率化、円滑化の観点から本規定そのものの廃止を含めた特例措置を講ずる必要があるものと考えられる。	地方税法第十一条の九	総務省	
								5034	5034420	(社)リース事業協会	42	リース等が競争上不利となる補助金制度・税制等について(4)自動車所有権留保者への第二次納税義務の廃止		自動車の割賦販売にあたっては、債権を担保するため所有権を留保することが多い。債権者が滞納した場合、売主に第二次納税義務が生じる。行方不明等一定の事由に該当しない限り納税義務は免除されないため、地方税法第11条の9の廃止を要望する。	・書類作成、証拠収集、申告手続きの削減に伴って、官民の過重な事務負担と経済的負担が軽減できる。	・当該自動車を割賦販売し、所有権を留保していることのみにより、売主が二次納税義務を課せられていることは、本来の課税主旨とも乖離があり、売主に過重な事務負担と経済的負担等がかかっている。また、滞納した債務者への債権は、大半の事案が事故債権化し行方不明になっており、実質的に当該法令第11条第2項、3項の適用対象となり納税免除を受けている。一方で、納税免除に伴う申告業務に関する書類作成、証拠収集などの多大な業務負担を要している。上記の実態を踏まえ、これら事務作業の効率化、円滑化の観点から本規定そのものの廃止を含めた特例措置を講ずる必要があるものと考えられる。	地方税法第11条の9	総務省	
			地方税法第145条第1項及び第699条の2第1項の規定により、自動車税及び自動車取得税は、自動車の取得に対し、主たる定置場所の道府県において、その所有者に課することとされており、自動車官公庁車として使用される場合であっても、所有者たるリース会社が納税義務者となり課税される。(なお、身体障害者等の使用車両に係る減免措置については、自治税務局長通知で基準を示していたところであるが、地方分権推進計画(平成10年5月29日閣議決定)において自治事務に係る基準については通知によらないこととされているため、これらの減免通知については、平成12年4月1日付けでこれを廃止するとともに、「従前の取扱いを考慮し、適宜免除又は軽減することが適当であると考えられる」という旨、各地方公共団体に対して伝えたところ。)	f		非課税措置の拡充を求めらるるものであるため。		5008	5008380	オリックス株	38	リース契約における自動車税、自動車取得税の非課税措置の適用(身体障害者使用車両、教習車、官公庁車両対象)		リース契約における上記車両についても非課税とする旨の措置を講ずること。		公共の用に供すること、あるいは社会福祉性に鑑み講じている非課税措置の主旨と使用者が期限の利益に基づき、車両占有権を有するリース契約の特性を踏まえ、リース契約による車両使用の際においても同措置継続に配慮する必要がある。	地方税法	総務省	
z0400140	リース契約における自動車税、自動車取得税の非課税措置の適用(身体障害者使用車両、教習車、官公庁車両対象)	地方税法第145条第1項、第146条、第699条の2、第699条の4	地方税法第145条第1項及び第699条の2第1項の規定により、自動車税及び自動車取得税は、自動車の取得に対し、主たる定置場所の道府県において、その所有者に課することとされており、自動車官公庁車として使用される場合であっても、所有者たるリース会社が納税義務者となり課税される。(なお、身体障害者等の使用車両に係る減免措置については、自治税務局長通知で基準を示していたところであるが、地方分権推進計画(平成10年5月29日閣議決定)において自治事務に係る基準については通知によらないこととされているため、これらの減免通知については、平成12年4月1日付けでこれを廃止するとともに、「従前の取扱いを考慮し、適宜免除又は軽減することが適当であると考えられる」という旨、各地方公共団体に対して伝えたところ。)	f		非課税措置の拡充を求めらるるものであるため。		5034	5034402	(社)リース事業協会	40	リース等が競争上不利となる補助金制度・税制等について(2)税制		リース及び割賦販売(以下、「リース等」という。)によって設備を使用する顧客等は、次のような設備投資に係る優遇税制等を利用することができない。また、リース会社間の競争条件が不公平なものがある。自動車税、自動車取得税の非課税措置(身体障害者使用車両、教習車、官公庁車両対象) 身体障害者使用の車両や教習車、官公庁車両における自動車税、自動車取得税に関して、自身が所有者の場合には非課税であるが、リース契約にすると所有者がリース会社となり、課税扱いとなる。	・官公庁、身体障害者などに対する自動車リース導入が活性化し、車両管理業務の省力化、コスト削減等による経済効果が得られる。	・リース等が競争条件で著しく不利となっている。・ユーザーの設備利用(調達)手段を決めている。・公共の用に供すること、あるいは社会福祉性に鑑み講じている非課税措置の主旨と使用者が期限の利益に基づき、車両占有権を有するリース契約の特性を踏まえ、リース契約による車両使用の際においても同措置継続に配慮する必要がある。	地方税法	総務省	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)								(要望事項欄)											
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
z0400150	自動車Nox・PM法に係る代替車の取得税軽減措置の適用について	地方税法附則第32条第9項	自動車取得税においては、地域環境対策の観点から、窒素酸化物又は粒子状物質の排出基準に適合しない一定の自動車を廃止したが、新たに窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準に適合し、かつ、最新の自動車排出ガス規制に適合した自動車を取得する場合、その買い換えを促進するために、買い換え時の負担軽減を図るべく特例措置を講じているところである。 リース車については、自動車取得税の納税義務者は所有者たるリース会社となるため、使用者に納税義務が生じない。よって、使用者が窒素酸化物又は粒子状物質の排出基準に適合しない一定の自動車を廃止して、リース車により代替した場合は特例対象にはならない。 しかしながら、リース会社が、リース車両である一定の特定自動車排出基準に適合しない自動車を廃車し、新たに窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準に適合し、かつ、最新の自動車排出ガス規制に適合した自動車を取得した場合には、本特例の適用を受けることができる。	f		税の特例措置の拡充を求めるものであるため。		5034	5034340	(社)リース事業協会	34	自動車Nox・PM法に係る代替車の取得税軽減措置の適用について		・リースによって適合車を導入するユーザーが、当該ユーザーの取得した非適合車を廃車した場合において、リース会社が本措置の適用を受けられるようにすること。	リースを利用した低公害車等の代替促進が期待できる。	・自動車のリースによる導入ニーズが高まる中、特例措置の適用について、取得した非適合車を廃車して新たに適合車を取得するものに限ることは、ユーザーの調達方法の選択肢を狭め、リース会社の商取引が阻害される。・リースによって適合車を導入するユーザーが、当該ユーザーの取得した非適合車を廃車した場合において、適合車の所有(取得)者となるリース会社が本措置の適用を受けることにより、軽減分をリース料に反映させ、ユーザーに軽減措置が還元される。・非適合車から適合車への代替を推進するという政策目的に合致するものと思われ、より一層の代替促進効果が期待できる。	地方税法附則第32条第9項、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量等の削減に関する特別措置法第25条	総務省	
z0400160	継続車検時の自動車税納税証明書提示の廃止	道路運送車両法第97条の2	道路運送車両法第97条の2では、継続検査の申請をする場合には、申請者は、当該自動車の所有者が当該自動車について現に自動車税又は軽自動車税の滞納がないことを証するに足りる書面を呈示しなければならないとされている。	c		近年における自動車台数の増加に伴い自動車税の徴収事務量は多大なものとなっており、滞納整理事務の合理化を図ることが求められている中で、本規定は、長期にわたる悪質な自動車税滞納者の抑止など各都道府県における自動車税の徴収の確保を図る上で有用な措置となっていることから、当該規定を廃止できないものであるため。		5034	5034360	(社)リース事業協会	36	継続車検時の自動車税納税証明書提示の廃止		継続車検時に自動車税納税証明書を提示する必要があり、大量の自動車税を所有するものに限り、自動車税の徴収と車検を切り離すこと等の措置を図ること。	事務管理の合理化による新規ビジネスの創出が可能となる。	多数の自動車を所有するリース会社が、リース車両毎に車検の受検都度、自動車税納税証明書を提示することは、膨大なリース車両を管理するリース会社にとって大変な事務手間である。特に自動車税の納税時期(毎年の5月末日頃)に車検期日が到来する車両は、受検日が6月にずれこむこともあるため、自動車税納税証明書の有効期限の関係から、納税時期を早めなければならない。これは、大量の車両の納税手続きを行うリース会社にとっては大変な事務手間となる。	道路運送車両法第97条の2	国土交通省 総務省	
z0400170	固定資産税の納付手続きの電子化等	地方税法第362条	固定資産税の納付手続きについては、電子化はなされていない。固定資産税納付書の様式は、法令に特段の定めがなく、様式は各市町村の定めるところによっている。固定資産税の納期は、地方税法の規定するところにより、各市町村の条例で定めることができる。	b、c		固定資産税納付書の様式については、既に各市町村毎の様式が作成されているとともに、各市町村と金融機関等における収納処理システムが構築され、その運用が定着しているところである。現時点において様式を統一しようとするれば、当該既存のシステムの変更を伴い、各市町村に多大な経費の負担をかける。このような各市町村の実情に配慮しながら様式統一の必要性及びその可否を検討してまいりたい。電子納税については、今年度地方税電子納税プロジェクトの中で研究開発を実施し、その成果を踏まえてモデルシステム仕様書を提示する予定である。今後はこれらモデルシステム仕様書に基づいて各地方公共団体において地方税の申告手続・納税手続等の電子化が図られるものと考え、システム構築に多額の費用がかかるなど様々な課題があることから、地方公共団体が主体的にこうした課題を検討し、電子申告システムの導入に取り組むための仕組みづくりが全国地方税務協議会を中心に進められており、総務省としてもこれを支援して、地方税申告システムの導入を促進していく所存である。	(「措置の概要」欄より続く) 固定資産税の納期については、法律で標準的納期を定めているが、各市町村において徴収事務、納税者の便宜等の事情があれば自主的に決定できるようにする必要がある。	5034	5034530	(社)リース事業協会	53	固定資産税の納付手続きの電子化等		固定資産税の納付手続き等を電子化すること。固定資産税納付書の様式を統一すること(郵便局使用時の納付書も併せて統一すること)。固定資産税の納期を統一すること。	納付事務のシステム化業務が実現し、コスト削減等を図ることができる。	・納付書のフォームが各地方自治体で統一されていないため、納付事務の機械化ができない。・納付時期も一定ではないため期日管理に手間がかかる。・固定資産税の納付手続き等に係る事務負担は過重であるが、納付手続き等の電子化又は納付書の様式を統一することによって、リース会社のように大量に資産を所有するものの事務負担が軽減される。	地方税法	総務省	
z0400180	車いす移動車等に対する自動車税・軽自動車税・自動車取得税の軽減措置の全国統一	地方税法第162条、第454条、第699条の17	身体障害者又は精神障害者の利用に供する自動車に対する自動車税等にかかる軽減措置については、平成11年度まで、その取扱いについて自治税務局長通知(自治府第64号通知は平成10年4月1日付けで全部改正、自治府第65号通知は同日付けで廃止。)で基準を示していたところであるが、地方分権推進計画(平成10年5月29日閣議決定)において自治事務に係る基準については通知によらないこととされているため、これらの軽減通知については、平成12年4月1日付けでこれを廃止するとともに、「従前の取扱いを考慮し、適宜免除又は軽減することが適当であると考えられるので、適切に対応されるようお願いする」旨、各地方公共団体に対して伝えたところ。	c		課税権を有する各地方公共団体の判断によるべきものであるため。		5073	5073230	(社)日本自動車工業会	23	車いす移動車等に対する自動車税・軽自動車税・自動車取得税の軽減措置の全国統一		各自治体の税条例で規程され実施されている軽減措置の運用(解釈)統一の徹底を図られたい。	昭和53年6月12日付けの自治府第65号通達の2において減免の対象となる自動車が規程され、この通達に則って、各自治体の窓口で減免措置が実施されている。しかし(各自治体の税条例に規程されていない)この通達に対する解釈が、自治体により異なっており、同じ「車いす移動車」の減免申請をしても申請した自治体によりその扱いが異なっている。(例えば、「身体障害者手帳を所有していないと認めない」とか「自動車取得税については、改造した部分の減免しか認めない」等)	ユーザーにとって不公平の是正。メーカー側から一律の情報提供が出来るようになるため、ユーザーや販売会社への認知の徹底ができる。(結果として、福祉車両普及の促進に繋がる)販売会社における取扱い間違いの可能性低減や事務処理の効率向上。	地方税通達(昭和53年6月12日自治府第64号-65号、平成2年4月1日自治府第31号改正)「身体障害者等の利用に供する自動車等に対する自動車税・軽自動車税又は自動車取得税の減免について」	総務省	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)							(要望事項欄)												
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
z0400190	地方税法第48条による個人の市県民税の徴収、滞納処分の特例	地方税法第48条第8項、地方税法施行令第8条の4	個人道府県民税の徴収は、納税者の手間や課税団体の徴収コストを極力軽減する趣旨から、原則として市町村民税と併せて市町村が行うものであるが、翌年度の5月末になってもまだ完納されていないものについて、市町村長の同意を得て、3ヶ月を超えない一定期間に限り、例外的に道府県知事自ら徴収し又は滞納処分をすることができるものである。	c		1 3ヶ月の期間について1年程度に延長すべきとの要望について、次の点で問題があるため、採用できない。 (1)「3ヶ月では十分な指導や滞納処分を行う期間としては短すぎる」とのことであるが、まず市町村が滞納者に対し指導等を行い、道府県は市町村が行った指導等の結果をなるべく活用することを含め、法令等に明文化されている徴収の引継ぎ(市町村から道府県への徴収の引継ぎ及び道府県から市町村への徴収の引継ぎ)を円滑、確実かつ効果的に行うことにより対応することが可能と考える。また、道府県から市町村への徴収の引継ぎの際に、道府県が既に滞納処分を着手している場合は、協議によって、3ヶ月間に限らず道府県が引き続き徴収を行うことができるとされており、現行制度で不十分とはいえないと考える。なお、千葉県においても、納税滞り及び滞納処分に関する期間等を助長した場合、現行の3ヶ月については適当な期間と考えている。 (2)仮に期間を1年に拡大した場合に、市町村が現年分として徴収できず滞納処分となったもの徴収については、道府県が過年度に継続的に行うこととなりかねず、市町村の徴収の責任が不明確になる。滞納者にとっては、市町村(現年分)と道府県(過年度)の双方から徴収される煩わしいほか、徴収事務が道府県と市町村とで重複する。 (以下「その他」欄に続く)	(「措置の概要」欄より続く) 道府県において職員の増加等徴収体制の強化が必要といった問題がある。 (3)個人住民税の滞納徴収は原則として市町村の責任とされているが、この要望は滞納者に対する指導等を含め滞納処分を道府県に行わせることを前提として期間の延長を求めているものであり、滞納徴収の責任を放棄しようとするものである。 2 当該特例の対象に固定資産税等の税目を加えるべきとする要望については、要望の税目(固定資産税等)はすべて市町村税であり、これらについて道府県に滞納処分を行わせることは、市町村の徴収の責任を放棄しようとするものである。 (以下「その他」欄に続く)	5090	5090010	千葉県野田市	1	地方税法第48条による個人の市県民税の徴収、滞納処分の特例		県の徴税職員は、個人の市県民税の徴収及び滞納処分の特例を実施するにあたり、その引継ぎ期間を3ヶ月以内に限定しているが、期間的に不十分なため、これを1年以内に十分な調査処理期間を与えることにより、より実効性ある滞納処分が可能となる。また、複数の税目を滞納する者に対して、市県民税に範囲を限定せず、固定資産税等他税目も対象にすることにより、より効果的な滞納処分が可能となる。		通常、滞納者の納付を促すためには、滞納者宅を訪問したり、役所で納付相談をしたりして、その滞納者の滞納原因とその解決方法を指導するという手順を踏むことになる。こういった交渉を経て納付状況が改善されない場合には、本人にその旨を通知するとともに一定の手順を経て、滞納処分をすることとなり、3ヶ月では十分な指導や滞納処分を行う期間としては短すぎるため、1年程度の十分な期間を要望するものである。また、滞納者は市県民税だけでなく、他の市税(固定資産税、都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税)も滞納しているケースもあることから、他税目も対象に滞納整理ができるようにすることを合わせて要望する。	地方税法第48条	総務省	
z0400200	国税徴収法第76条に規定する給与の差押禁止に係る特例	地方税法第331条第6項、他国税徴収法第76条第1項第4号	給与に係る債権については、最低生活費に相当する金額の差押が禁止される。	c		給与について一定額が差押禁止の対象とされているのは、給与と生活者の最低生活の維持などを保障しようとする趣旨に基づくものである。 国税徴収法第76条において、滞納者と生計を一にする親族の所得に係る給与に、親族数に応じて生活扶助基準額を加算して差押禁止部分の金額を決定しているのは、多数の納税者を相手とする滞納処分の性質上、差押禁止の額を簡便に計算できるようにしておく必要があること。 生計を一にする親族の所得が一定額を超えるかどうかは、一年間を通じてはじめて確定するものであり、差押時に一定額を超えるか否かは確定しないのであるから、差押時においては判断が難しい場合が多いと考えられること。 滞納者と生計を一にする親族に対しては、必ずしも質問検査権が及んでいないことから、滞納者の親族の所得を把握することは必ずしも容易ではないことによるものである。 (以下「その他」欄に続く)	(「措置の概要」欄より続く) さらに、国税と違う取扱にした場合には、給与支払者は国税、地方税それぞれについて給与差押額を計算しなければならず、給与支払者に過重な負担をかけることになるため、国税と同じ取扱をすることが必要である。 したがって、地方税においても、国税徴収法を準用し、同様の取扱としているものである。当該規定は地方公共団体を規制するものではない。このため、国税徴収法第76条に規定する給与の差押禁止に係る特例を設けることは困難である。	5090	5090020	千葉県野田市	2	国税徴収法第76条に規定する給与の差押禁止に係る特例		給与と差押禁止の金額の合計額に達するまでの部分の金額については、滞納者の承諾があるときを除き差押されることができない旨規定している。この中(同項第4号)で生活扶助基準額(滞納者と生計を一にする親族を含む。)として政令で定める金額(滞納者10万円に配偶者その他の親族各4万5千円)の合計額を差押禁止としているが、問題は、「これらの者が所得を有しないものとして」と規定したことで、滞納者と生計を一にする親族の所得状況を全く考慮していないことにある。生活扶助基準額の算定を行うにあたって、「滞納者と生計を一にする親族」に一定の所得がある場合は、当該所得を有する者を、「滞納者と生計を一にする親族」から除外する措置を講じ、実情に応じた滞納整理ができるようにする。		給与と差押禁止については、滞納者と生計を一にする親族の所得に係る給与に、親族数に応じて生活扶助基準額を加算して差押禁止部分の金額を決定することとなっているため、世帯全体としては十分な所得があるにもかかわらず、滞納者の給与額によっては、給与差押もできないという一般納税者の常識では理解し難い状況が生ずることもあるため、給与差押禁止部分の算定方法に特例を講じる。これにより、給与差押の実効性を確保できるため、他の滞納処分の方法と相俟って、徴収の確保に寄与できるものである。	国税徴収法第76条第1項第4号	総務省	
z0400210	国民健康保険税(料)賦課に係る連帯納税義務の特例の導入	地方税法第703条の4第1項、第703条の4第2項	世帯内の被保険者(世帯主を含む。)の保険税(料)は当該世帯主に課税(賦課)される。なお、世帯内に被保険者がいるが、世帯主が国保の被保険者でない場合であっても世帯主に課税される(擬制世帯主)。	c		世帯主は、主として世帯の生計を維持する者として、その世帯を代表する者として社会通念上妥当と認められる者であると解されている。御要望の世帯主以外の被保険者にまで納付(税)義務を負わせることは、生計を維持する能力のない者にまで納付(税)義務を負わせることとなるため適当ではない。なお、世帯主以外の者が生計を維持していると認められる場合には、世帯主変更の動向を促すべきものと考えている。		5090	5090030	千葉県野田市	3	国民健康保険税(料)賦課に係る連帯納税義務の特例		国民健康保険税(料)の算定にあたっては、被保険者である世帯員の所得、資産も算定の基礎に加えられるが、納税(付)義務者は、世帯主のみとなっている。国民健康保険税(料)の納税(付)義務に連帯納税(付)義務を導入し、被保険者である世帯員の内、一定の者(例えば、18歳以上の被保険者)に連帯納税義務を負わせる措置を講ずることにより、適切な徴収が行えるようになる。		現行の国民健康保険税(料)は、世帯主課税となっているため、被保険者たる世帯員が所得等を有する場合でも、その者に対する滞納処分を行うことができないことから、滞納の増大の要因の一つとなっている。このため、介護保険制度のような連帯納税(付)義務を導入することにより、給付と納税(付)の適正化が図られ、滞納解消に寄与できるものである。	地方税法第703条の4、国民健康保険法第76条	厚生労働省、総務省	
z0400220	不正軽油対策の見直し	地方税法第700条の28	(軽油引取税に係る脱税に関する罪)5年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金	c		軽油引取税の脱税に対する罰則の強化については、その他の脱税に係る罰則との整合性等から困難。		5100	5100090	東京都	9	不正軽油対策		不正軽油の製造等を取り締まる実効性のある対策を講じるとともに、軽油引取税の脱税や不正軽油の製造、販売及び消費に対する罰則を強化するとともに、硫酸ピッチの不法投棄に対する罰則を強化する。		不正軽油の使用に伴う大気汚染や不正軽油を製造する過程で副産物として発生する硫酸ピッチの不法投棄の問題など、環境悪化を防止するため	地方税法、廃棄物処理法	総務省、経済産業省、環境省	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
z0400230	固定資産税等地方税の納付様式の全国統一および納付手続の電子化	地方税法	納税義務者は、地方税法に基づき、居住、住居または事務所、事業所、寮等が存在する市町村長にそれぞれ総務省令で定められた申告書・納付書を提出しなければならない。	b		申告書・納付書の様式の統一の状況については、納付手続の簡素化の見地から、鋭意検討を進めてきており、自動車税・自動車取得税の申告書については平成14年に、軽自動車税の申告書については、平成16年より様式を統一することとしたところである。今後とも引き続き検討を進めてまいりたい。 地方税手続の電子化については、平成13年度から14年度にかけて、インターネットを活用した地方税申告に関する研究開発を行い、平成14年12月に、システムを構築する際の「地方税電子申告システムモデルシステム仕様書」を地方公共団体に提示したところ。また電子納税についても、今年度地方税電子納税プロジェクトの中で研究開発を実施し、その成果を踏まえてモデルシステム仕様書を提示する予定である。 (以下「その他」欄に続く)	(「措置の概要」欄より続く) 今後はこれらモデルシステム仕様書に基づいて各地方公共団体において地方税の申告手続・納付手続等の電子化が図られるものと考えられるが、システム構築に多額の費用がかかるなど様々な課題があることから、地方公共団体が主体的にこうした課題を検討し、電子申告システムの導入に取り組むための仕組みづくりが全国地方税務協議会を中心に進められており、総務省としてもこれを支援して、地方税電子申告システムの導入を促進していく所存である。	5102	5102400	(社)日本経済団体連合会	40	固定資産税等地方税の納付様式の全国統一および納付手続の電子化		地方税の納付について、納入に関する書類の様式を全国的に統一するとともに、申告および納付を電子化すべきである。 地方税の申告書・納付書の様式については、「納付手続の簡素化の見地から鋭意、様式の統一を図ってきているところである(「各府省等における規制改革に関する内外からの意見・要望等」に係る対応状況(平成14年度版)」「平成15年5月」とされているが、徹底されているとは言えない。電子化に先駆けて、書類様式の統一を早急に行うべきである。 また、地方税の納付手続の電子化については、「規制改革推進3年計画(再改定)」「平成15年3月28日閣議決定」では、申告については「平成14年度に措置済み」、納付については「15年度に検討・結論」となっているが、できる限り早期に電子申告・納税を全国的に実施すべきである。		固定資産税等の地方税は、各地方公共団体に納税通知書など納入に関する書類の様式および納期が異なっている場合が多い。全国展開している企業や納付を受ける金融機関にとって、納税事務が煩雑になるとともに、情報化の阻害要因となっている。様式の統一、手続の電子化によって、納税事務が簡略化・効率化され、コスト削減と生産性の向上が期待される。	地方税法	総務省	
z0400240	厨房に関する各規制の電気厨房機器の特性に見合った規制への見直し	・消防法第9条 ・消防法施行令第5条第5項 ・対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等	火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理、火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いのために必要な事項は、政令で定める基準に従い市町村条例で定められている。	e	-	電気を熱源とする設備等は火災予防条例(例)第23条に規定する裸火として規制されるのではない。ガスを使用する施設と電気を使用する設備とは、それぞれに分けた規制を行っている。想定する事例が他府省等省令である等の事実誤認が生じている。		5040	5040060	株式会社	6	厨房に関する各規制の電気厨房機器の特性に見合った規制への見直し		厨房に関する各規制は、ガス厨房を基準に制定されている。しかし、近年の電気厨房の普及に伴い、換気設備や消火設備等裸火や燃焼排ガスを考慮したガス厨房を基準の設備対策は、電気設備に対しては過剰設計といえる。省エネ、省コストを妨げる現行法を、電気厨房を基準とした法整備、もしくは改正をお願いしたい。	電気厨房の推進により、ガス厨房と比較して省エネ、省コストおよび環境改善に対するメリットは大きい。	消防法の適用においては、基本的に市町村の解釈、判断に基づき運用されるため、同じ設備でも許可の判断にばらつきが生じる。特にガス厨房主体の現行法に対し、電気厨房に関する基本的な設備に対して統一解釈が行なえるよう、新たな法整備、もしくは改正をお願いしたい。	建築基準法施行令(抄)第2章第1節の2 換気設備の衛生上有効な換気確保するための構造(業務用厨房力ス機器設置基準)	国土交通省 総務省	
z0400250	石油コンビナート等の施設の新設・変更に係る届出先の市町村長等への移管	石油コンビナート等災害防止法第5条第一項、第七条第一項	事業者から新設・変更に関する計画の届出 国で審査し、計画の内容により計画に対する指示、不指示を実施 着工、工事完了後、国に「完了届」を提出 国で確認検査を実施 *なお、計画の届出があったときは関係都道府県知事及び関係市町村長に意見を聴き、工事完了の確認をしたときはその旨を通知することとなっている。 *計画に対する指示をするときは関係行政機関の長に対し協議し、また、関係行政機関の長は当該計画に対する「指示」を要請することができることとなっている。	c		国民の生命、身体及び財産の保護等に係る重要な特定事項については、地域格差が生ずることのないよう、国が全国的視野に立つてその水準を確保する必要がある。石炭法の新設等の計画に係る審査については、これに該当するものと考えられ、全国の石油コンビナートの状況を踏まえ、全国的な観点から総合的にこれを行う必要がある。 よって届出等に係る事務を市町村長等(市町村消防本部)に移管することは認められない。 なお、軽微な工事を行う場合は、国の関与の必要性がないものとして、届出不要とし、事業者が独自に変更工事を行うことが可能な法令の枠組みとなっている。 石炭法第八條では届出があった場合において当該新設等の届出に係る第一種事業所の新設又は変更に関する計画について、災害が発生した場合における当該事業所の拡大の防止を目的とする必要と認められる範囲内において当該新設等の計画の変更を指示することができることとしている。また、同条第一項では指示を行う場合の要件として「各施設地区の面積又は配置、当該第一種事業所の敷地の面積及び形状その他の状況を勘案し、主務省令で定める基準を照らし、災害の発生の場合の拡大防止を要するおそれがある」と認められること。よっておとり提案の言ふ画一的な判断をしているものではない。 法第五條第三項では、主務大臣は届出に係る計画について関係府県及び関係市町村に意見を聴かなければならないとされており、地域の意向を反映する手続は現行法で確保されている。 審査期間についても法第八條第五項において三月以内とされているところを関係行政機関とも相談の上、三十日以内に手続きが完了するよう運用している。	5079	5079010	茨城県	1	石油コンビナート等の施設の新設・変更に係る届出先の市町村長等への移管		レイアウト新設・変更の届出先(審査)を当該地域における地理等の実状を把握している市町村等消防本部が行うことにより、地域特性を活かしたより効果的な指導と迅速な審査が可能となる。また、事業者においても、審査に要する期間が短縮され、効率的な事業展開を図ることが可能となる。	レイアウト新設・変更の届出先(審査)を当該地域における地理等の実状を把握している市町村等消防本部が行うことにより、地域特性を活かしたより効果的な指導と迅速な審査が可能となる。また、事業者においても、審査に要する期間が短縮され、効率的な事業展開を図ることが可能となる。	レイアウト新設・変更の届出については、現行法により主務大臣(国)と定められているため、地域毎の特性が活かされず画一的に判断されている。しかしながら、かかるレイアウト規制は、本来当該地域並びに当該施設地区の周辺環境、及び各事業所毎の取扱物量、取扱量に伴う危険度などの地域毎の状況を踏まえることで、地域防災計画も含めた最善かつ合理的な規制を図ることが可能となるものである。本要望は、かかる趣旨のもとに、レイアウトの新設・変更の届出先(審査)を地域特性を十分理解している都道府県等(市町村消防本部)にその権限を移管しようとするものである。	石油コンビナート等災害防止法第5条、第7条、第8条、第11条、第12条及び第13条	総務省 経済産業省	第2次提案において本要望を提出した際には、各種事務を円滑に進める必要があるとの理由から国への届出を維持することが適当との所管官庁からの回答があったが、画一的ではなく地域実状を踏まえたレイアウト規制への移行を趣旨とする本提案は、「国民の生命、身体及び財産の保護」を目的とした本法の目的に照らしても十分現況に精通した地元消防に対応させることから、合理的であると考えられる。	
z0400260	国の競争的資金制度の迅速化・簡素化	-	【概算払い】 概算払いは、契約書に盛り込まれた規定に従い実施しており、相手先から概算払い請求があったときは速やかに支出している。 【使途の規制・手続の簡素化】 同一費目内であって研究に直接使用する経費であれば特段の制限を設けていない。また、異なる費目間であっても一定の範囲内であれば自由に流用可能としている。	-	-	今後とも引き続き、概算払いの迅速な実施や研究費の柔軟な支出を可能とする。		5014	5014100	(社)関西経済連合会	10	国の競争的資金制度の迅速化・簡素化		国の競争的資金制度において、概算払いの迅速な実施、手続き等の簡素化、使途に関する規制を緩和する。		大学発ベンチャーや産学連携が促進される。		内閣府 総務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	当連合会「産学連携に関する提言」(2003年5月)参照
z0400270	電子メールによる広告規制について	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第4条	要望事項についての規定・運用は、法律に基づき拒否者に対する送信は禁止している。	C	I	「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」第4条は、送信者に対し、特定電子メールの送信をしないように求める通知をした者への特定電子メールの送信を禁止するものである。今回の要望にある広告の提供を希望しない旨の意思表示をしているグループ会社の従業員に対しても、あらかじめ同意を得れば広告メールを送信することは何ら問題がないものと考えられるが、受信を拒否している者に対する送信を、認めることはできない。		5008	5008420	オリックス㈱	42	電子メールによる広告規制について		電子メールによる広告規制については、「事業者がその従業員に対して行なう販売又は役務の提供」に加えて「事業者がその株式の過半数を保有する会社の従業員に対して行なう販売又は役務の提供」も適用除外とすることを要望する。	事業所に設置された従業員用のパソコンのアドレスに広告を送信する場合、広告の提供を希望しない旨の意思表示を受けているグループ会社の従業員を除外して、広告を送信することは非効率な作業となる。一方で、除外せずに一斉送信したとしても、グループ会社の従業員にとって損害に繋がることは考え難い。	特定商取引に関する法律第11条、第12条の2、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第4条	総務省 経済産業省		



規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)							(要望事項欄)												
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
z0400280	2.4GHz帯を利用する無線局のアナログ変調方式の許容					現在、要望者に要望内容確認中であり、まだ回答が得られていない状況。		5009	5009040	ソニー(株)	4	2.4GHz帯を利用する無線局のアナログ変調方式の許容		2.4GHz帯の電波について、現状のデジタル変調方式に加えて、アナログ変調方式の利用を認めていただきたい。		2.4GHz帯の電波は、IEEE802.11bやBluetooth等の無線LANシステムやアマチュア無線、産業科学医療用(ISM帯)の周波数として使われているが、欧米ではデジタル・アナログの両変調方式が利用可能なのに対し、日本ではデジタル変調に制限され、規格の自由度が少なく、低価格での無線伝送実現のため、日本でもアナログ変調方式の利用を認めていただきたい。また、今後の利用周波数の拡大が見込まれる5GHz帯を中心とした無線アクセス/LANについても、変調方式により、利用に制限が課されることがないよう、関連制度を整備していただきたい。	TELEC技術基準 2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム	総務省	
z0400290	高周波利用設備の設備許可申請手続きの緩和	電波法第100条第5項(電波法第17条準用)	高周波利用設備は、その設備から漏えいする電波が無線通信などに妨害を与えるおそれがあることから、設置に際しては個別に無線通信への妨害の有無を審査し許可しているものである。また、設備の変更にも、同様の観点から許可が必要としているものである。なお、現状においても一定の規模以下の高周波利用設備は設置の許可を不要とする等の規制緩和を実施しており、現在設置の許可が必要としているものは、無線通信への妨害の有無を個別に審査する必要があるものである。また、代表者から一定期間委任された者による申請については、委任状が提出されれば認められている。	d		要望は、使用出力が小さいものは変更の許可を免除するか、申請書類の申請者の印を代表者ではなく設置場所の管理責任者でも認める等の申請内容の簡素化を図って欲しいとのことだが、現状において使用出力にかかわらず、委任状が提出されれば、代理申請を認めており、要望内容について、現行の規定により対応可能である。		5009	5009090	ソニー(株)	9	高周波利用設備の設備許可申請手続きの緩和		超音波設備のうち、5KW以下等、出力が小さい設備の設備変更の際に行う許可申請手続きの届け出を緩和していただきたい。届け出を免除するか、申請書類の代表者印を当該企業の代表取締役でなく、代表取締役から一定期間内の委任が与えられていることを前提に、設置場所の管理責任者でも認めるなど、申請内容の簡素化を図っていただきたい。	使用出力が低く、通信を妨害するなどの実害はないと考えられる超音波設備については、設備変更の都度、申請を行う必要性は低い。	・電波法第100条第5項(電波法第17条準用)	総務省		
z0400300	地域インターネット民間開放要望	・電気通信格差是正事業費補助交付要綱	電気通信格差是正事業等により整備された光ファイバ等については、未利用光ファイバの利用を促進する観点から、結果的に未利用部分が生じた場合には届出等の簡易な手続により開放が可能。	d		電気通信格差是正事業費補助金交付要綱について【補足事項】(平成15年5月19日付け総務省第65号)に規定されている「電気通信に係る地域格差是正、情報化の進展に対応した住民サービスの向上を図るため、補助事業者が本事業で設置した施設及び設備の一部を当該補助事業者以外の者に利用させる場合」においては、同交付要綱第21条の規定により届出書の提出をもって、大臣の承認があったものとみなすこととなり、簡易な手続により民間事業者等への開放は可能となっている。		5022	5022010	新見商工会議所	1	地域インターネット民間開放要望		平成12年度地域情報通信格差是正事業(広域の情報通信ネットワーク施設整備事業)で整備した公共施設ネットワークを民間開放することにより個人、事業所での活用を図り、高速インターネット環境の恩恵を受けたい。	要望による利用形態なり、想定できる利用方法。 ・史跡、文化財等の紹介動画配信システム ・在宅老人生活支援システム ・鉱山災害監視システム ・在宅介護支援システム ・病院家庭間テレビ電話 ・積雪、河川監視システム ・遠隔On!買い物システム (総務省 e-まちづくり交付金事業) 使用料は無償とする。	教育支援、介護支援、防災を目的とした公共施設ネットワークとして整備されているが、市町村合併後早急なCATVインターネットとして整備計画があるものの、ITのめざましい進展の陰で情報通信格差から取り残されている状況から、早急に民間開放してもらいたい強い要望がある。当然補助事業の本来の用途又は主目的に支障が及ぶことなく、住民の利便においてに資すると思われる。	・電気通信事業法 ・電気通信格差是正事業費補助交付要綱	総務省	
z0400310	高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の各種支援措置	・高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法 ・租税特別措置法及び同法施行令 ・地方税法及び同法施行令 ・日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法及び同法施行令	放送事業者が高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法に基づく認定計画に従って設備を取得する場合に、税制及び金融支援措置を講じているところ。	f		放送事業者がリースにより導入した設備は、放送事業者の減価償却資産ではなく、課税対象とはならないので、税制支援には馴染まない。また、金融支援のうち、無利子・低利融資については、放送事業者の設備取得を円滑にする観点から、租税特別措置法と同様の対象設備について対象としているところ。		5034	5034410	(社)リース事業協会	41	リース等が競争上不利となる補助金制度・税制等について(3)高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の各種支援措置		・リースによって設備を導入する放送事業者は、本法の各種支援措置の適用が受けられないため、リースについても同様の措置を講じること。	・ユーザーの設備の利用・調達形態の選択が拡大する。 ・各種制度にリース等を適用することにより、各種制度の目的である投資拡大効果等が拡大する。	・リース等が競争条件で著しく不利となっている。 ・ユーザーの設備利用(調達)手段を狭めていく各種制度においては、各種設備の普及促進等に対して一定の成果をあげている。	高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法	総務省	
z0400320	外国政府等との認可制の廃止	電気通信事業法第40	第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、外国政府又は外国法人などとの間で電気通信業務に関する協定又は契約によって総務省令で定める重要な事項を内容とするものを締結、変更、廃止する場合、認可を受けなければならない。	C		わが国の通信事業者が、国際通信サービスに関して外国政府・企業との間で締結する協定は、その内容が結果として、わが国の利用者の利益にも影響を与えるものであることから、「国際計算料金」など重要な事項に限って認可により審査しているところ。したがって、当該認可制度そのものを廃止することは全国規模又は特区を問わずできない。なお、当該要望事項の要望理由の1つとして「認可にあたっては、協定の細目を日本語に翻訳して申請しなければならないケースもあり、事業者に多大な負担」とあるが、認可申請にあたっては、審査に必要な最低限の日本語訳のみを求めるものであり、事業者にとって多大な負担となるものではないと考える。		5102	5102360	(社)日本経済団体連合会	36	外国政府等との認可制の廃止		規制改革推進3か年計画(再改定)[平成15年3月28日閣議決定]では、「総務大臣の認可の対象となる事項の範囲の見直しについて検討する(平成15年度検討・結論)」となっているが、認可対象範囲の見直しに止まらず、認可制そのものを廃止すべきである。	日本の事業者が外国の政府または事業者との間で協定を締結する場合、認可を受けた後でなければ効力が生じず、機動的なサービス提供に支障が生じる。また、認可にあたっては、外国語で書かれた協定の細目を日本語に翻訳して申請しなければならないケースもあり、事業者にとって多大な負担となっている。	電気通信事業法第40条 電気通信事業法施行規則 第26条、第27条	総務省		

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
z0400330	NCTE (Network Channel Terminating Equipment: ネットワーク回線終端装置)の機能的仕様に関する情報開示規制の撤廃	「NCTEのユーザ設置について」(平成2年9月19日郵政省電気通信局)	第一種電気通信事業者が新規にサービスの提供を行う場合、電気通信回線網-端末間のインタフェースを追加・変更するときは、そのサービス提供開始より12ヶ月以上(若干の改造で済む場合は6ヶ月間まで短縮)前に、あらかじめそのインタフェースの技術仕様(機能的仕様)を開示する必要がある。	b		NCTEに関し、1990年に日米間で交換した書簡につき、電気通信市場の変化を踏まえ、書簡の廃止を目指し、米国の調整を行う。		5102	5102370	(社)日本経済団体連合会	37	NCTE (Network Channel Terminating Equipment: ネットワーク回線終端装置)の機能的仕様に関する情報開示規制の撤廃		NCTEの機能的仕様に関する情報開示規制を早急に撤廃すべきである。 例えば、2003年度中に開催予定の「日米間の『規制改革及び競争政策イニシアティブ』」において、規制撤廃を合意すべきである。		本規制により、利用者ニーズに応じた円滑なサービスの提供が妨げられている。 LANやADSLサービスの進展に伴い、電気通信事業者がNCTEを通信サービス用として提供する前に、最新技術を取り入れた端末が市場に出回ることが珍しくなく、事前開示義務を撤廃したとしても、市場に参入できるメーカーが限定されるなどの弊害が生じるとは考えにくい。	「NCTEのユーザ設置について」(平成2年9月19日郵政省電気通信局)	総務省	
z0400340	東経110度CSへの電気通信役務利用放送法の適用		東経110度を軌道位置とするCSを利用した放送は、受委託放送制度(放送法)が適用されている。	b		電気通信役務利用放送制度は、基本的に電気通信役務利用放送を行うことを希望する者に対して、電気通信役務を提供可能な状況にあることが制度適用の前提となっている。こうした状況が東経110度CSデジタル放送に関し実現しているかどうかについては、現時点において議論のあるところであり、電気通信役務利用放送を適用するかどうかについては、東経110度CS放送をめぐる今後の状況を踏まえつつ、総務省として引き続き検討していくことが必要。 なお、先般、当省の「衛星放送の在り方に関する検討会」(座長:多賀谷一照 千葉大学副学長)の最終取りまとめ(昨年12月)においても、東経110度CS放送への電気通信役務利用放送法の適用について同様に結論づけられたところ。		5102	5102380	(社)日本経済団体連合会	38	東経110度CSへの電気通信役務利用放送法の適用		東経110度CSへの電気通信役務利用放送法を適用すべきである。 「各府省等における規制改革に関する内外からの意見・要望等に係る対応状況(平成14年度版)」[平成15年5月]において、「今後の状況を踏まえつつ、引き続き検討していくことが必要である」とされているが、早期に結論を得て、電気通信役務利用放送法を適用すべきである。		現行の受委託放送制度では、衛星中継器を通信用、放送用に分離し、放送用の周波数を総務大臣が指定するため、新たな周波数で放送を開始しようとすると、手続に時間を要する。 外資規制もなく、マスメディア集中排除原則に基づく規律も無い電気通信役務利用放送法が適用され、より自由な参入が可能となれば、競争が促進され、魅力あるコンテンツの創出、ひいては衛星放送市場全体の拡大につながるものが期待される。また、事業者の利用ニーズに応じて、通信、放送用の周波数を柔軟に提供できることから、周波数の有効利用にもつながる。 なお、視聴者が増えるほど、制度変更が困難になると想定されることから、早急に電気通信役務利用放送法を適用する必要がある。	電気通信役務利用放送法施行規則第2条	総務省	
z0400350	簡易保険の見直し	該当法令等なし	簡易生命保険事業は、簡易生命保険法及び日本郵政公社法に基づき、日本郵政公社により運営されている。	e		簡易生命保険の在り方は、国民、企業に対する公的規制の問題ではない。したがって、本件は「規制改革要望」には該当しない。		5033	5033070	(社)生命保険協会	7	簡易保険の見直し		・郵政公社において、可能な限り民間生命保険会社との競争条件の同一化を図るとともに、国家保証等の事業特典が存置されることによる影響を排除するため、必要な措置を講じる。 ・本来的には、簡保事業は、既に役割を終えていることから、縮小・廃止。 ・仮に将来的にも簡保事業を継続することとされた場合には、官業としての特典を全廃するとともに、規模等の面も含め、民間生保との間で競争条件の完全に同一化した上で民営化。		・簡易保険は国の保証を背景に、民業の補完という本来の趣旨を逸脱して肥大化を続けており、健全な生命保険市場の形成の阻害効率的な金融市場の形成の阻害国民負担の発生といった弊害を発生させている。	中央省庁等改革基本法、日本郵政公社法、簡易生命保険法	総務省	
z0400360	官公庁の行う統計調査の見直し等			e		御要望の統計調査の整理・合理化、調査結果の早期提供、調査結果の電子的提供については、いずれも、法令に基づいて何らかの規制を行っているものではありません。 また、統計調査の実施に伴う報告者負担の問題等御要望の点については、統計調査実施者とともに統計調査を行うに当たり重要な点であると前に認識しているところ。 また、統計行政全般の今後のあり方については、今年6月に、各府省統計主管部長等会議において「統計行政の新たな展開方向」を申し合わせたところであり、その中で、御要望の各内容についても以下のとおり整理しているところ。 各府省は、電子的提供について、インターネット、CD-ROM等により、今後とも公表の多様化を図ることとしています。 なお、この点については、統計調査結果の速やかかつ、利用しやすい形での提供の観点から各調査実施者において、従前から積極的に進められているところであり、指定統計調査については、ほぼすべての調査結果についてインターネットでの提供がなされているところ。 各府省は、一部集計や暫定値等の活用などにより今後とも公表の早期化を図ることとしています。 なお、この点については、平成9年2月の閣議決定「申請負担軽減対策」において、「指定統計の第1報の公表を可能な限り早期化し、速くとも、月次調査は50日以内、年次・中期調査は1年以内公表する。」と期正されているところであり、平成14年度末においては、80%近くの指定統計についてこの目標を達成しています。そのほか、承認統計や届出統計についても、指定統計に準じて各調査実施者において公表の早期化に努めてまいります。 (以下、「その他」欄に続く)		5034	5034490	(社)リース事業協会	49	官公庁の行う統計調査の見直し等		・重複する調査項目は各府省で調整するなど、統計調査の整理・統合等を直ちに行うこと。 ・実施した統計調査の集計・公表を早期に行うこと(例えば、特定サービス産業実態調査「物品賃貸業編」) ・統計調査の申告者の事務負担が軽減される。 ・結果の早期公表、電子化により統計調査が有意義に活用できる。		・官公庁等の行う統計調査は、調査項目が重複している。また、調査によって調査時点から公表時点までの期間が長く、データの価値が損なわれている。 ・各府省で複数の統計調査が実施されているが、今後も、対象業種の拡大、新規調査等が行われるようであれば、申告者の負担は増え続けるばかりである。 ・統計調査結果の公表が「遅い」ことにより、データが有意義に活用されていない。	統計法	総務省	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

(回答欄)								(要望事項欄)											
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
z0400370	民間活力の発揮に向けた情報システムに関する政府調達制度の改善	なし	「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(平成14年3月情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承、14年4月、15年3月改定)の3、(3)において、「コストが当初の予定を下回った場合に減少したコストの一部を契約の相手方に還元するといったインセンティブ付契約の導入について、引き続き検討する。」とされている。	b		インセンティブ付契約の導入については、「情報システムに係る政府調達府省連絡会議」において、平成15年度中に結論を得るべく現在検討中である。		5102	5102390	(社)日本経済団体連合会	39	民間活力の発揮に向けた情報システムに関する政府調達制度の改善		インセンティブ付契約(コストが当初の予定を下回った場合に減少したコストの一部を落札業者に還元する契約等)や、成功報酬型契約(例えば、IT化を含め行政の事業の一部をアウトソーシングし、その収入を分配する契約や、落札事業者が提供したサービスがサービスレベル契約を上回る優良なものであった場合に追加発注等のインセンティブを与える契約等)を導入すべきである。 なお、インセンティブ付契約、サービスレベル契約の導入等については、「平成15年度中に結論を得るべく現在検討中」「各府省等における規制改革に関する内外からの意見・要望等に係る対応状況(平成14年度版)」「平成15年5月」とされているが、早期に結論を得て実施すべきである。	インセンティブ付契約や成功報酬型契約は、企業にとって効率的で革新的なプライシング・モデルを提案するインセンティブとなり、ITサービス産業の競争の促進にもつながる。インセンティブ付契約等の導入は、行政における財政規律の向上にも資する。	情報システムに係る政府調達制度の見直しについて(平成14年3月29日情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承、平成14年4月22日改定、平成15年3月19日改定)	総務省 経済産業省 財務省		

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
								6001	6001010	栃木県土地開発公社	1	土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業	403	土地開発公社が公有地の拡大の推進に関する法律第17条第2号の規定により造成した土地を、工場、事務所その他の業務施設等の用に供するために事業用借地権を設定し、賃貸することができるようにする。	観光地への入り込み客等をターゲットにした大規模な商業施設設置を希望する事業者に、土地開発公社所有地を、事業用借地権を設定して賃貸する。	製造業の海外シフトなどで企業立地が低迷しており、保有土地の有効活用、地元自治体の活性化等、また、初期投資の軽減や有利子負債圧縮等のため、所有から利用へと移る企業の土地ニーズに合致した事業を行う観点から、土地開発公社においても賃貸事業を実施する必要があり、近年引き合いも増えてきている。現在は特区認定地区においてのみ賃貸が認められているが、土地開発公社が特区計画案を作成してから認定を受けるまでに時間がかかり、企業の賃貸要望に迅速な対応ができない。	公有地の拡大の推進に関する法律施行令第7条第3項	総務省	
								6002	6002010	三重県津市	1	土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業	403	土地開発公社が公有地の拡大の推進に関する法律第17条第1項第2号の規定により造成した土地について、当該土地を工場、事務所その他の業務施設等の用に供するために事業用借地権を設定し、賃貸することができることとする。	・津市土地開発公社が内陸工業用地及び流通業務団地として造成した中勢北部サイエンスシティ第一期事業用地において造成地の賃貸事業を行う。 ・賃貸による業務用地の確保など市場型取引の基礎化が進む流通・物販業種や製造業等に相応した業務用地の提供を行うことで、当該事業者の立地・集積を促進し、事業者等立地による地域の雇用確保など当該事業目的を早期に達成することができる。	・企業においては、業務用地や事業設備をリースし、又は派遣職員などを外部から調達することで固定費を変動費に転換し、コスト軽減を図っていくという変化によって、これまで内部市場で確保されてきた財やサービスの外部調達もさらに進んできている。 ・現状、一部土地開発公社はその責任において当該造成地の賃貸にも対応しているケースが見られる。 ・新事業創出促進法(第26条第1項第1号及び第2号)においても造成工業用地等の賃貸による地域産業の自立的発展を促す措置が整えられてきている。	公有地の拡大の推進に関する法律施行令第7条第3項	総務省	
								6003	6003010	宮城県	1	土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業	403	土地開発公社が造成した土地について工場、事務所、その他業務施設等の用に供するために事業用借地権を設定し、賃貸することができる。	公有地の拡大の推進に関する法律施行令第7条第3項の規定による規制を撤廃し、土地開発公社が造成した工業団地等を賃貸することにより、企業立地の促進を図るものである。	近年、企業が工業団地等に立地する場合、初期投資を軽減する理由で用地・建物の賃貸を希望するケースが増えているが、土地開発公社が造成した工業団地等を賃貸で希望しても現行制度では不可能であるため、設備投資を断念する企業があるのが現状である。また、日本企業の海外進出の抑制と、土地開発公社本来の設立目的である「地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資する」という目的を達成するためには、工業団地等の賃貸を認め、国内への企業立地を促進する必要がある。さらには、土地開発公社の健全な運営の確保にもつながるものであると考える。	公有地の拡大の推進に関する法律施行令第7条第3項	総務省	地域振興整備公団の開発・管理する工業団地が現行法(地域振興整備公団法)において、賃貸することができるといふ解釈が示され、事業用定期借地権設定による賃貸が全国的に実施可能となった。しかし、同様の法律(公有地拡大の推進に関する法律)に基づいて造成された土地開発公社の工業団地については、特区内においてのみ賃貸が認められており、矛盾があるものと思われる。土地開発公社が保有する工業団地についても、地域振興整備公団の保有する工業団地と同様、全国的に緩和されることが望ましいと考えられる。
z0410010	土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業の全国規模での可能化	公有地の拡大の推進に関する法律施行令第7条第3項	土地開発公社は、工業団地等を造成し、販売することができる。	C		造成地の賃貸事業は、造成地の分譲ができない場合に比べれば、経営改善に資するものであるが、投下した資金の早期回収の観点からすると、その処分の機会を逸する恐れがある。賃貸事業が公社経営に与える影響等の特例措置の評価を踏まえることが必要。		6004	6004010	栃木県	1	土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業	403	土地開発公社が公有地の拡大の推進に関する法律第17条第1項第2号の規定により造成した土地を、工場、事務所その他の業務施設等の用に供するために事業用借地権を設定し、賃貸することができるようにする。	観光地への入り込み客等をターゲットにした大規模な商業施設設置を希望する事業者に、土地開発公社所有地を、事業用借地権を設定して賃貸する。	現在、製造業の海外シフトなどで企業立地が低迷しており、保有土地の有効活用、地元自治体の活性化等の観点、また、初期投資の軽減や有利子負債圧縮等のため所有から利用へと移る企業の土地ニーズに合致した事業を行う観点から、土地開発公社においても賃貸事業を実施する必要があり、近年引き合いも増えてきている。現在、特区認定がされた地区においてのみ賃貸が認められているが、特例措置が全国展開されることにより、企業の賃貸要望に対し、より迅速に対応できる。	公有地の拡大の推進に関する法律施行令第7条第3項	総務省	
								6005	6005010	佐賀県	1	土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業	403	土地開発公社が「公有地の拡大の推進に関する法律第17条第1項第2号」の規定に基づいて実施する工業団地の造成事業について、賃貸(リース)制度を導入できるような措置をいただきたい。	景気低迷の中、初期投資負担を抑制しようとする企業のニーズに対応したリース制度を導入することにより、長期待分譲土地の活用を図る。	構造改革特区の中では、事業用借地権によるリース制度が認められているが、この特例措置の全国展開(規制改革)を要望する。現状では、工業団地の分譲は極めて厳しい状況にあり、一層の企業誘致を促進するため、リース制度を導入できるような措置をいただきたい。	公有地の拡大の推進に関する法律施行令第7条第3項	総務省	
								6008	6008010	山梨県	1	土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業	403	土地開発公社の業務は、公有地の拡大の推進に関する法律第17条により「土地の所有権の譲渡」に限定され、「賃貸」方式は認められていない。 一方社会経済情勢は、土地の価格は下落し、企業等が土地を購入し保有する有利性が低下したため、借地方式による事業化傾向などもみられる。 このような中、土地開発公社は企業からの造成土地購入の引き合いが減少し、長期間保有せざるを得ず経営に厳しさを増している。 事業意欲のある企業等のインセンティブを低減し、さらに事業展開を促進させるなど新しいニーズに対応させるため、土地開発公社の土地の長期借地権方式の導入を全国規模の規制改革として要望したい。	土地の譲渡の他、新たな方策として事業意欲のある企業等に長期間(10年を超える期間)賃貸が出来る長期借地権方式の導入	特区内においては、土地開発公社が造成した土地について、工場、事務所、その他の業務施設等の用に供するため事業用借地権を設定し賃貸することができる特例措置が講じられたところである。 長期化する地価の下落や先行き不透明な経済情勢の中、工業団地造成事業など土地開発公社が取得、造成した土地においても、先行き不安が企業の入居希望がなく、土地の長期保有を余儀なくされていることは本県のみならず全国的な傾向であり、その対策は一刻の猶予もならない現状である。 早急に特区以外においても、土地開発公社保有の造成土地について長期にわたり借地権を設定し賃貸する方策を講じられたい。	公有地の拡大の推進に関する法律第17条第1項第2号 公有地の拡大の推進に関する法律施行令第7条第3項	総務省	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
z0410020	地方公務員の臨時的任用期間の延長	地方公務員法第22条第2項、第5項	<p>臨時的任用は、一時的な行政事務の増加に対応しうよう正式任用の例外として、緊急の場合や臨時の職に関する場合等に限り行うものであり、任期は、このような臨時任用の趣旨にかんがみ、六ヶ月以内で更新は一回限りである。</p>	c	<p>地方公務員の臨時任用期間の延長は、特区制度において特例措置を講じたところであり、構造改革特別区域基本方針にも明記されているように、先ずは特例措置の実施状況を踏まえ、その効果、影響等を評価する必要があるため。(なお、今回、地方公務員の臨時任用期間の延長に係る特例措置が盛り込まれた特区法の一部改正法は6月6日公布、10月1日施行であり、いまだ当該特例措置の適用を受けるための特区計画の認定実績もない状況。また、要望団体は当該特区法の特例について承知していなかったところであり、当該特例の活用を検討したいとしている。)</p>		5055	5055010	秋田県	1	地方公務員の臨時任用期間の弾力化	409	地方公務員の臨時任用期間(現行6月、更新しても計1年まで)を延長	試験研究機関の研究補助体制の充実等	産学官連携の観点から規制緩和が必要	地方公務員法第22条第2項	総務省		
							6006	6006010	秋田県	1	地方公務員の臨時任用期間の延長	409	地方公務員の臨時任用期間(現行6月、更新しても計1年まで)の延長	試験研究機関の研究補助体制の充実等	産業振興の観点から規制緩和が必要	地方公務員法第22条第2項	総務省		